

〔 〕内は、個人情報、企業機密、核物質防護に係る情報に属するものがあるため、一部又は全部公開できません。

H-22104-1  
 令和4年10月27日  
 原子燃料工業株式会社  
 熊取事業所

熊取事業所第5次設工認（5回目補正） コメント対応整理表（R4/10/27）

○7月28日コメント

第5次設工認（第5回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	（6回目補正）補正箇所	水平展開（有無、箇所）
0728-1	p3371の注釈3に（固有振動数は最小）との記載がみられるが、記載の意図は何か。固有振動数の大小は剛柔判定に用いられるもので、検定比の大小と直接相関はないが、なぜこの記載をしているのか。	複数の機器があるため検定比はその中での最大値を記載しているが、固有振動数については複数の機器の最小値を記載しているため、そのことを説明するための注釈である。しかし、検定比が最大となった機器に対応する固有振動数を記載する方が適切であるため、次回補正にて記載の見直しを行う。	—	付属書類3-1（p3371）	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

○8月23日コメント

第5次設工認（第5回補正）に係る事実確認事項（個別事項）

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	（6回目補正）補正箇所	水平展開（有無、箇所）
0823-1	p2146の平面図について、扉又は開口部がないが意図があつてこうした記載としているのか。また、p2147も開口部が記載されていない。	当該図は建屋内の設備・機器の配置を示すとともに、アンカーボルトを据え付ける壁の位置を示しており、据付位置と扉及び開口部との位置関係を明確にするため、補正申請において扉及び開口部を記載する。 p2147の平面図は、建屋内の設備・機器の配置のみを示すものであるため、扉及び開口部の記載は必要ないと整理している。	—	図リ-設-2-1（1） （p2146）	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
0823-2	溢水時手動閉止弁について、p30、p1935では一式、仕様表p2071では1基になっている。	確認の結果、当該弁の員数は1基で間違いないことを確認した。単位の表記については、他の同類設備（{8061-2}緊急設備 溢水時手動閉止弁）と合わせて、p2071仕様表の表記を「1式（上水用手動弁：1基）」とし、補正申請にて適正化する。 また、他設備においても同様の表記揺れがないか確認の上、補正申請にて適切に反映する。	—	表リ-他-1 2（p2071）	表リ-他-3（p2052）

番号	コメント内容	回答/対応	補足資料	(6回目補正)補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
0823-3	p1174 [8.1-B2]の局部評価の結果の記載について「短期許容荷重」と記載があるが、一般的な語句ではなく、申請書上に定義の説明もない。一般的な単語である「短期許容応力度」を用いた記載とするか、又は「短期許容荷重」について、定義及び一般的な使用例を文献等を引用し示すこと。	「短期許容荷重」については、「短期許容応力度から求まる検定比が1.0となる弾性限界の荷重」を意図して記載していたが、説明が不足しているため、補正にて以下のとおり下線部の記載を追加する。  [8.1-B2] 第1廃棄物貯蔵棟は、F1 竜巻荷重を上回る保有水平耐力を確保する。 また、局部評価として、第1廃棄物貯蔵棟のF1 竜巻に対する安全機能を有する部位(以下「F1 竜巻防護境界」という。)の外壁、屋根は、単位面積当たりの短期許容荷重がF1 竜巻荷重を上回り、F1 飛来物が到達する可能性のある部分については、F1 飛来物の貫通限界厚さ以上の厚さを確保する。 <u>(すなわち、F1 竜巻荷重により外壁、屋根に生じる応力が、当該外壁、屋根の短期許容応力度を超えず、F1 飛来物が到達する可能性のある部分は飛来物の貫通を防止する。)</u>	—	表ト-W1建-1 (p1174) 追第4次 表ハ-2-1 (p213) 表ト-W3建-1 (p1282) 表リ-建-1 (p1941) 表リ-建-2 (p1953) 表リ-建-3 (p1956) 添付書類2 (p2820) 付属書類4 (p3494)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。
0823-4	p222において「耐熱シール材等」との記載があるが、この「等」は何を指しているのか。	火災の延焼を防止する貫通部の処置に用いる材料として国土交通大臣の認定を受けたものの例には、耐熱シール材のほか、ロックウール、特殊耐火充填材、耐熱レジン材、けい酸カルシウム板、特殊耐火板、延焼防止シートなどがあり、これらを総称して、「耐熱シール材等」と記載している。	—	—	—
0823-5	p3522 に第1廃棄物貯蔵棟の敷地内竹林の離隔距離が29mと記載されているが、許可では30mと記載されている。離隔距離については許可からの変更点に記載はないが、なぜ距離が異なるのか。	加工事業変更許可申請書には離隔距離として実測値である30mを記載している。また、森林火災の影響評価(外壁温度)は、保守的な評価を行うため実測値30mに対して1m短い29mを使用している。設工認申請書p3522には、評価に使用した値を記載したが、当該の記載は離隔距離が危険距離以上であることを示すものであるため、実測値である30mと記載すべきである。補正申請にて記載を適正化する。	—	図ト-W1建-15 (p1563) 付属書類6 (p3522)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。

番号	コメント内容	回答／対応	補足資料	(6回目補正)補正箇所	水平展開 (有無、箇所)
0823-6	<p>p2914 において、⑤に配管に遮水板を設置するとの記載がある。p2915 の記載 No. 23-4 には「設備・機器に防水カバーを設置する、又は配管をシールする」との記載があるが、これらの使い分けについて説明すること。</p> <p>溢水の程度によって、これらの使い分けがなされていると考えるが、各種対策において想定されている溢水に対して、対策の強度等の適切性の記載が読み切れない。</p>	<p>溢水対策の使い分けについて、補足資料 0823-6 にて説明する。</p> <p>本補足資料に対し、付属書類 9-1 添付説明書 1 の記載内容が不足している部分については補正申請において修正する。</p>	補足資料 0823-6	付属書類 9-1 (p3671)	左記の補正箇所以外に水平展開は不要であることを確認した。